

【参考】令和7年度四日市市保育料基準額表（月額）

納入義務者の属する世帯の階層区分			上段：標準時間保育認定児の保育料 下段（ ）内の金額：短時間保育認定児の保育料	
階層 区分	定義		年齢区分（４月１日時点）	
			０～２歳児	３～５歳児
第１	生活保護受給者等		０ (0)	保育料は無償です。 ただし、給食費や延長保育料などについては、無償化の対象外（＝有償）となります。 ※世帯によっては、給食費のうち副食費について免除となる場合があります。
第２	市町村民税非課税世帯		０ (0)	
第３	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ)		11,000 (8,500)	
第４	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	４８，６００円未満	12,200 (9,700)	
第５		４８，６００円以上 ５８，８００円未満	15,600 (13,100)	
第６		５８，８００円以上 ９７，０００円未満	26,400 (23,900)	
第７		９７，０００円以上 １３３，０００円未満	35,900 (33,400)	
第８		１３３，０００円以上 １６９，０００円未満	41,900 (39,400)	
第９		１６９，０００円以上 ２３５，０００円未満	47,600 (45,100)	
第１０		２３５，０００円以上 ３０１，０００円未満	52,000 (49,500)	
第１１		３０１，０００円以上	58,500 (56,000)	
① 入所児童と生計を一にする兄弟であって、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、家庭的保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援を利用しているものが１名いる場合 ⇒ <u>第２子目は、基準額×０．５（第２階層の場合は０円）</u> ② 入所児童と生計を一にする兄弟が２名以上いる場合 ⇒ <u>第３子目以降は、０円</u> ※別居でも、保護者が仕送りしているなど、生計を一にしていると認められる場合があります。				

備考

1 この表において「均等割」及び「所得割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割をいい、「市町村民税所得割課税額」とは、同法の下記 8 項目の規定は適用しない（控除を反映させない）ものとして計算した市町村民税所得割の額をいう。

- ① 法第 314 条の 7（寄付金税額控除）
- ② 法第 314 条の 8（外国税額控除）
- ③ 法第 314 条の 9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
- ④ 法附則第 5 条第 3 項（個人の市町村民税の配当控除）
- ⑤ 法附則第 5 条の 4 第 6 項（個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額）
- ⑥ 法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額）
- ⑦ 法附則第 5 条の 5 第 2 項（寄付金税額控除における特例控除額の特例）
- ⑧ 法附則第 45 条（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額からそれぞれ控除して得た額を、所得割の額または均等割の額とする。この場合において、世帯員が非婚のひとり親（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。）であるときは、ひとり親控除または寡婦控除の適用があるものとみなす。

2 この表において「標準時間保育認定児」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条に定める保育必要量が 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）と認定された児童をいい、「短時間保育認定児」とは、同条に定める保育必要量が 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）と認定された児童をいう。

3 この表において、市町村民税課税額を証明することができない世帯については、第 11 階層にあたるものとして保育料を決定する。